

令和 5 年度

秋田県農業再生協議会

通常総会 議事録

令和 5 年 4 月 26 日

令和5年度 秋田県農業再生協議会 通常総会 議事録

1 開催日時 令和5年4月26日（水）午前10時30分～11時15分

2 開催場所 秋田県JAビル 8階 大会議室

3 出席状況 構成15機関・団体中、12機関・団体出席
(出席者)

秋田県農業再生協議会 令和5年度通常総会 出席者名簿

日 時：令和5年4月26日(水) 10:30～

場 所：秋田県JAビル 8階 大会議室

出席者名簿

機 関 ・ 団 体 名	職 名	氏 名	備 考
秋田県農林水産部	部 長	齋藤 正和	副会長
秋田県農業会議	会 長	二田 孝治	
秋田県農業協同組合中央会	代表理事長	斎藤 一志	副会長
全国農業協同組合連合会秋田県本部	県本部長	小林 和久	
秋田県主食集荷商業協同組合	理 事 長	杉本 良成	
秋田県農業共済組合	農産園芸部長	石田 稔明	代理出席
秋田県土地改良事業団体連合会	会 長	高貝 久遠	
秋田県農業公社	理 事 長	齋藤 了	
秋田県産米改良協会	専務理事	斎藤 靖	代理出席
秋田県認定農業者組織連絡協議会	会 長	正木 修一	
秋田県農業法人協会	副 会 長	藤岡 智洋	代理出席
秋田県立大学	教 授	上田 賢悦	

監事

機 開 ・ 団 体 名	職 名	氏 名	備 考
秋田県町村会	総務課長	柴田 一郎	

オブザーバー

機 開 ・ 団 体 名	職 名	氏 名	備 考
東北農政局秋田県拠点	総括農政推進官	黒川 嘉紀	
東北農政局秋田県拠点	総括農政業務管理官	吉方 孝樹	

幹事・事務局・随行

機 開 ・ 団 体 名	職 名	氏 名	備 考
秋田県農林水産部	次 長	藤村 幸司朗	幹事長
秋田県農林水産部 水田総合利用課	課 長	本郷 正史	事務局次長
秋田県農林水産部 水田総合利用課	政 策 監	小林 文夫	
秋田県農林水産部 水田総合利用課	チーミリーダー	長谷川 隆史	
秋田県農林水産部 水田総合利用課	副 主 幹	小笠原 伸也	
秋田県農林水産部 水田総合利用課	主 任	吉川 進太郎	
秋田県農林水産部 水田総合利用課	技 師	宇佐美 早紀	
全国農業協同組合連合会秋田県本部 米穀部	部 長	南都 一己	
全国農業協同組合連合会秋田県本部 米穀部	次 長	中嶋 正成	
全国農業協同組合連合会秋田県本部 米穀部 米穀総合課	課 長	佐藤 公樹	
秋田県主食集荷商業協同組合 業務部	部 長	畠山 大輔	
秋田県農業協同組合中央会 営農農政部	部 長	斎藤 恭史	
秋田県農業協同組合中央会 営農農政部	次 長	藤嶋 美由紀	事務局長
秋田県農業協同組合中央会 営農農政部	営農農政担当課長	石岡 知紀	
秋田県農業協同組合中央会 営農農政部	課長待遇	柴田 賢	

4 通常総会内容

- 1) 開 会 午前 10 時 30 分 開会。
- 2) あいさつ 斎藤副会長が挨拶。
- 3) 議 事 以下の内容。
議長として、斎藤副会長を選任。
議事録署名人として、
全国農業協同組合連合会秋田県本部長 小林 和久 氏、
公益社団法人秋田県農業公社理事長 斎藤 了 氏を選任。
尚、議事終了後、意見交換を実施。
- 4) 閉 会 午前 11 時 15 分 終了。

5 議事内容

- (1) 議案第1号 令和4年度事業報告並びに収支計算書について
資料に基づき、事務局が内容を説明。

質問、意見は無し。

- (2) 議案第2号 秋田県農業再生協議会諸規定の改正（案）について
資料に基づき、事務局が内容を説明。

質問、意見は無し。

- (3) 議案第3号 令和5年度事業計画（案）並びに収支予算書（案）について
資料に基づき、事務局が内容を説明。

県農林水産部（斎藤部長）

資料53ページの肥料価格高騰対策事業について、前年度は24億の予算額であったが、本年度は18億円と減っている。その理由は何か。

事務局（県水田総合利用課 吉川主任）

前年度予算は秋肥と春肥の両方で予算計上していたが、春肥分については、国で翌年度に繰越したため、18億円という金額になっている。

県農林水産部（斎藤部長）

昨年は秋肥と春肥でまとめていたものが、春肥分だけ翌年度に持ち越したという認識ですか。

事務局（県水田総合利用課 吉川主任）

そのどおりである。

6 その他

(1) 水田農業の生産性向上対策について 資料に基づき、事務局が内容を説明。

秋田県農業法人協会（藤岡副会長）

1の(2)の田畠輪換支援について、復田後、その後何年後かに必ず畠に戻さなければいけないのか、それとも水稻を作付けし続けられるのか。

事務局（県水田総合利用課 本郷課長）

基本的には田畠輪換していくための機械導入支援であり、田畠輪換していただくことになる。

秋田県認定農業者組織連絡協議会（正木会長）

水田活用の直接支払交付金の見直しが行われたが、アンケートの結果、作付けをやめる又は借地を返すという方が多くいる。県の支援策は重々承知のうえでの質問だが、県ではこの対策をすれば十分という認識なのか。

事務局（県水田総合利用課 本郷課長）

今回の見直しを契機に、単収向上によって収益性を確保し、交付金に頼らない経営体質にしていくことが重要であり、作付けをやめる又は借地を返すと回答したうち、条件の良いほ場では、畠地化したうえで作付けを継続するよう、市町村やJAと連携しながら農家に対して働きかけるとともに、畠地化マニュアルを活用した技術指導を行っていく。一方、条件不利なほ場については、食料安全保障の観点から、そばなど省力栽培で農地を面的に維持していくことが重要であるが、営農努力だけでは限界があることから、引き続き、別途の支援策を国へ要望していく。

秋田県農業公社（齋藤理事長）

アンケート調査結果について確認だが、作付をやめる又は借地を返す割合というのは、面積の割合という認識でよいか。そうなると、そばでは 1,398ha、大豆では 1,915ha のほ場で作付をやめることになり、非常に危機感を感じている。このアンケートを行った時点では、国の畠地化促進事業による支援があると分かったうえでの回答だったのか確認したい。

事務局（県水田総合利用課 小笠原副主任幹）

令和2年から、畠地化促進事業に類似した制度があり、市町村において計画を策定し、そこに紐付けする必要があるなどハードルの高い制度で、活用しにくい面があつたが、昨年12月に成立し

た令和4年度補正予算において、計画を策定しなくても支援を受けられる畠地化促進事業が創設された。また、令和3年11月の見直し公表時は、5年に一度の水稻作付けが必須であったが、4年10月には、1か月の湛水管理でもよいとの方針が追加された。このように、4年5～6月のアンケート実施時とは状況が異なっており、現在はこの数値から変わっているものと推測される。

秋田県農業公社（齋藤理事長）

そうだとすれば、今現在、現場ではどうなっているか把握し、事業についてもしっかりと周知していく必要があると考える。

以上。

本議事の経過を明らかにするため、次のとおり署名捺印する。

令和5年5月9日

議長 所属 秋田県農林水産部

役職 部長

氏名

齊藤 正和



議事録署名人 所属 全国農業協同組合連合会秋田県本部

役職 県本部長

氏名

小林 和久



議事録署名人 所属 秋田県農業公社

役職 理事長

氏名

齊藤 了

